

# グリーンローン原則

環境的に持続可能な経済活動をサポートする

ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)

アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)

ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション(LSTA)

## Green Loan Principles

Supporting environmentally sustainable economic activity



## はじめに

グリーンローン市場は、環境的に持続可能な経済活動を促進し、サポートすることを企図している。

グリーンローン原則（GLP）は、グリーンローン商品の開発と誠実性向上の促進を視野に入れ、グローバルシンジケートローン市場で積極的に活動している大手金融機関の代表から成る経験豊富な作業部会によって策定された。

作業部会の目的は、市場の基準とガイドラインのハイレベルな枠組みを創出し、グリーンローン市場全体にわたって用いるべき一貫した方法論を提供する一方で、ローン商品がその柔軟性を保てるようにし、グリーンローン市場が発展する中でその秩序を守ることである。

GLPには推奨される自主ガイドラインが含まれている。これは、市場参加者が取引の基本的性格によって取引ごとに個別に適用すべきもので、ローンを「グリーン」に類別することのできる事例を明確化することにより、グリーンローン市場の発展において誠実性を促進しようとしている。

GLPは、金融市場全体にわたって一貫性を向上することを目指し、国際資本市場協会（ICMA）が定めるグリーンボンド原則（GBP）を踏まえ、これを参照している。GBPは債権に関して国際的に認められている自主的な発行ガイドラインで、グリーンボンド市場の透明性、情報開示、レポーティングを促進している。

GLPは、市場で広く用いられるよう、ローン商品の柔軟性を維持できるフレームワークを提供しており、グリーンローン市場の発展と成長に照らして定期的にフレームワークの見直しが行われる。

## グリーンローンの定義

グリーンローンとは、調達資金のすべてが、新規または既存の適格なグリーンプロジェクト<sup>1</sup>の全部または一部の初期投資又はリファイナンスのみに充当される様々な種類のローンである。リポリングクレジットファシリティに関する検討事項は、付録2に示す。グリーンローンは、以下に示すGLPの4つの核となる要素と適合していなければならない。

グリーンローンは、GLPの4つの核となる要素と整合しないローンと置き換え可能だと見なしてはならない。

## グリーンローン原則一核となる要素

GLPは、全ての市場参加者がグリーンローンの特性を確かに理解できるように、以下に示す4つの核となる要素を中心に、明確なフレームワークを定めている。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

## 1 調達資金の使途

グリーンローンの基本的な決定要因は、調達資金がグリーンプロジェクト（研究開発を含むその他の関連的支出や付随的支出を含む）のために使われることであり、その旨は融資書類や、該当する場合にはマーケティング資料に適切に記載されるべきである。調達資金が充当されるグリーンプロジェクトは全て、明確な環境面の便益を有すべきであり、その効果は資金の借り手が評価し、実行可能な場合は定量化し、測定し、報告するべきである。

調達資金の全部又は一部がリファイナンスに充てられる場合、資金の借り手は、初期投資に充当する分とリファイナンスに充当する分の推定比率を提示することが推奨される。また、必要に応じて、リファイナンスの対象となる投資又はプロジェクトポートフォリオを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象のグリーンプロジェクトの対象期間（ルックバック期間）の見通しを示すことも求められる。

グリーンローンは、借入枠の1つ、もしくは複数のトランシェという形をとる場合がある。こうした事例においては、借り手はグリーントランシェを明確に指定し、当該トランシェによる調達資金を別勘定にて管理するか、適切な方法で追跡できるようにしなければならない。

GLPは、気候変動や自然資源の枯渇、生物多様性の喪失、大気・水質・土壌汚染といった主要な環境問題に対応することを目的に、グリーンプロジェクトに適格とされる幅広い事業カテゴリーをいくつか明確に識別している。付録1に示すこのこのリストは網羅的ではないが、グリーンローン市場が支援する、又は支援すると予想されるプロジェクトの最も一般的な種類を示すことを意図したものである。

ただし、グリーン及びグリーンプロジェクトの定義はセクターや地域によって異なる場合がある。

## 2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーンローンの借り手は、以下を貸し手に明確に伝えるべきである。

- 環境面の持続可能性に係る目標
- 借り手が、対象となるプロジェクトが付録1に示す適格カテゴリーに含まれると判断するプロセス
- 関連する適格性についてのクライテリア（criteria）（該当する場合は、提案されたプロジェクトに関連する潜在的に重大な環境面及び社会面のリスクを特定し、管理するために適用される排除クライテリアやその他のプロセスを含む）

借り手は、上記の情報を、借り手の環境面の持続可能性に関するその包括的な目標、戦略、政策、プロセスと関連させて位置付けることが望まれる。また、借り手は、遵守を目指す環境的基準や認証があれば、それについても情報を開示することを奨励される。

1. 付録1に示す非網羅的な適格性カテゴリーに該当するプロジェクト。グリーンプロジェクトは複数のカテゴリーに関係する場合がある。

### 3 調達資金の管理

グリーンローンの調達資金は、専用勘定に入金するか、又はその他の適切な方法により、借り手により追跡されるべきであり、それによって透明性を保ち、金融商品の誠実性向上を促進する。グリーンローンがローンファシリティの中の1つ、又は複数のトランシェの形をとる場合、借り手は各グリーントランシェを明確に指定し、当該グリーントランシェの調達資金を個別の勘定で管理するか、適切な方法で追跡しなければならない。

借り手は、グリーンプロジェクトへの資金配分を追跡できる内部のガバナンスプロセスを定めることを推奨される。

### 4 レポートिंग

借り手は、調達資金の用途に関する最新の情報を容易に入手可能な形で開示し、それを続けるべきであり、また、全ての借入金が引き出されるまで年に一度は更新し、重大な事象が生じた場合はそれ以降も必要に応じて開示し続けるべきである。この情報には、グリーンローンで調達した資金が充当された各グリーンプロジェクトのリスト、各プロジェクトの簡概要、各プロジェクトに充当された資金の額及び期待される効果を含まれるべきである。守秘義務契約や競争上の配慮、又は対象プロジェクトの数が多すぎるといった理由により、提供できる情報の詳細が制限される場合、GLPは、情報を総合的に、又は集計したプロジェクトポートフォリオ単位で開示することを奨励している。情報は、該当するグリーンローンに参加する機関にのみ提供すればよい。

期待される効果を伝達する上では、透明性が特に重要である。そのため、GLPは、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び可能な場合には定量的なパフォーマンス指標（例えばエネルギー容量、電力発電量、温室効果ガス排出削減量・回避量等）を、前提となる主要な方法論や定量的判断に用いた仮定の開示と併せて使用することを推奨する。借り手は、実現した効果をモニタリングできる場合、それを定期報告書に含むことが奨励される。

### レビュー

必要に応じて、外部評価が推奨される。

グリーンローンのプロセス構築において、借り手が外部からのインプットを得る方法は多様であり、当該ローンに参加する金融機関に提供しうる評価も、そのレベルや種類は様々である。そうしたガイダンスや外部レビューには以下のものが含まれる。

**コンサルタントレビュー**—借り手は、環境面での持続可能性やグリーンローンの管理等の分野において、一般的に認められた専門性を有するコンサルタントや機関から、アドバイスを受けることができる。「セカンド・パーティー・オピニオン」はこの区分に属する。

**検証**—借り手は、グリーンローンやそれに関連するグリーンローンフレームワーク、又は原資産について、監査機関や独立したESG<sup>2</sup>格付機関等の資格を有する専門機関から独立した検証を受けることができる。認証と違い、検証では借り手が作成した内部基準や要求との適合性に焦点が当てられる場合がある。

**認証**—借り手は、グリーンローンやそれに関連するグリーンフレームワークについて、外部のグリーン評価基準への適合性に係る認証を受けることができる。評価基準はクライテリアを定義したものであるため、この規準に合致しているかを、資格を有する第三者機関・認証機関が確認する。

**格付け**—借り手は、グリーンローンやそれに関連するグリーンフレームワークについて、専門的な調査機関や格付機関等の資格を有する第三者機関の格付けを受けることができる。

外部機関による評価は、借り手のグリーンローンやそれに関連するグリーンローンフレームワークの特定の点のみを対象とする部分的なものもあれば、GLPの4つの核となる要素全てに準拠しているかを評価する網羅的なものもある。外部機関による評価は、要請に応じて、グリーンローンに参加する全ての金融機関に提供されるべきである。適切な場合であれば、借り手は守秘義務や競争上の検討事項に配慮をした上で、外部機関による評価または適切な要約を自身のウェブサイト等で公表すべきである。

別の方法としては、ローン市場が伝統的に関係重視の市場であるため、貸し手が借り手とその活動について幅広い実務的な知識を持っている可能性が高いことを考えると、借り手はグリーンローンがGLPの主な特性に合致することを確認する内部的な専門性を実証または開発してきているのであり、その借り手による自己認証を行うことで十分な場合もありうる。とはいえ、借り手は、そうした専門性（関連する内部プロセスやスタッフの専門性を含める）を完全に文書化することが推奨される。そのように作成された文書は、要請に応じてローンに参加する金融機関に提供されるべきである。適切であれば、借り手は守秘義務や競争上の検討事項に配慮した上で、グリーンプロジェクトを評価する際に用いたパラメータや、それらのパラメータを評価する上で有している内部的な専門性を、自身のウェブサイト等で公表するよう求められる。

## グリーンローン 原則

グリーンローン市場は、環境的に持続可能な経済活動を促進し、支援することを企図している。

グリーンローン原則（GLP）は、グリーンローン商品の開発と健全性の促進を目指して、グローバルシンジケートローン市場で活動する主要金融機関の代表から成る経験豊かな作業部会によって策定された。

### 付録 1

#### グリーンプロジェクトの適格な事業区分の例示

対象となるグリーンプロジェクトの事業区分としては以下が挙げられるが、これらに限定されない。順不同。

- 再生可能エネルギー：発電、送電、装置、商品を含む。
- エネルギー効率：新築・リフォーム済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、装置、商品等。
- 汚染防止と管理：大気排出量の削減、温室効果ガスの管理、土壌の浄化、廃棄物の発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクル、エネルギー効率／排出効率の高い廃棄物からのエネルギー回収を含む。
- 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続可能型管理：環境的に持続可能な農業と畜産、生物学的作物保護や点滴灌漑等の気候変動対応型農業、環境的に持続可能な漁業・水産養殖業、植林や森林再生等の環境的に持続可能な林業、自然景観の保全や復元を含む。
- 陸上及び水生生物の多様性保全：沿岸、海洋、河川流域環境の保護を含む。
- クリーン輸送：電気・ハイブリッド輸送車両、公共交通、鉄道、非電動式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギー車両と有害物質排出量削減に向けたインフラ等。
- 持続可能な水資源と廃水の管理：安全な水や飲料水のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他の手段による洪水緩和策を含む。
- 気候変動への適応：気候観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。
- 高環境効率商品、循環型社会適応商品、環境に配慮した生産技術とプロセス：エコラベルや環境認証、資源効率の高い包装や配送を用いた環境的に持続可能な商品の開発及び生産等。
- 地域、国又は国際的に認知された基準や認証を満たすグリーンビルディング。

上記のリストは、2018年6月のGBPに記載されたカテゴリーに基づいており、その後更新されていればそれを参照する必要がある。このリストは、事業カテゴリーの参考となることを意図するものであり、最も一般的に用いられる種類のプロジェクトを示している。市場にはグリーンプロジェクトを定義する事業区分や基準がすでにいくつか存在しており、補足的なガイダンスとしてそれを利用することができる。借り手と他のステークホルダーは、ICMAのウェブページに掲載されているリンクから事例を参照できる（[www.icmagroup.org/resourcecentre](http://www.icmagroup.org/resourcecentre)）。

### 付録 2

#### リボルビングクレジットファシリティへの適用

GLPは、タームローンやリボルビングクレジットファシリティを含む多様な種類のローン商品に適用できるよう起草された。

グリーンローンの基本的な決定要因の1つは調達資金の用途であり、それについては財務書類や、該当する場合にはマーケティング資料に適切に記載される必要がある。タームローンでは、グリーンローンによる調達資金の用途は容易に特定できることが多い。一方で、リボルビングクレジットファシリティでは、調達資金のそのようなグリーンな利用を同程度に詳細には特定できない場合があるが、いずれにしても、リボルビングクレジットファシリティの存続期間を通じて、付録1に示す適格事業区分のリストに従うべきである。リボルビングクレジットファシリティという形をとるグリーンローン提案の契約当事者は、当該ローンにGLPを適用する際に、合意された持続可能性目標への資金の流れを最も適切に証明する方法を決めることが必要となる。レポルバーには特定のグリーントランシェを含めることができるが、それができない場合、借り手は貸し手に対し、リボルビングクレジットの用途を報告し、かつ/またはそのリボルビングクレジットファシリティの資金を充当するグリーン資産を特定してもよい。

貸し手は、グリーンローン商品の誠実性を保つことの必要性を念頭に、借り手が提供したサステナビリティ情報をローンの存続期間中にモニターし検証することができる。貸し手側に、ローンのモニタリングを行うに足る専門性がない場合は、外部機関による評価を活用することが強く推奨される。一般的な企業目的のためのリボルビングクレジットファシリティは、GLPに記載される要素を満たしていなければ、「グリーン」に類別するべきではない。